

県民生活・土木交通常任委員会

- 1 開催日時 平成 29 年 9 月 13 日（水） 10 時 03 分～12 時 12 分
- 2 開催場所 第二委員会室
- 3 説明員 県民生活部長、土木交通部長および関係職員

4 議事の概要

【土木交通部所管分】

(1) 平成 29 年台風 5 号による被害状況等について

委員からは、今週末に台風 18 号が接近する予報なので応急復旧した箇所ですぐに再び被害が出ないように備えられたい、姉川の氾濫については行政と地元で情報共有ができていなかったことを教訓にして今後の対応を考えられたい、市町から河川整備のおくれに対しての不満が多い、河川整備に力を入れていただきたい、ダムのおかげで被害が少なかったと聞いておりダムの必要性を再度検討すべきではないか、災害復旧に当たって地籍調査が重要な役割を果たすので土木交通部からも担当部局に対して地籍調査を進めるよう要求してもらいたい、などの意見が出された。

(2) 滋賀県都市公園条例の一部改正について

委員からは、バーベキュー等の禁止について罰則規定を設けるのであれば条例改正の内容を周知徹底し公園内にもわかりやすいバーベキュー等禁止の案内看板を設置する必要がある、などの意見が出された。

【県民生活部所管分】

(3) (仮称) 滋賀県犯罪被害者等支援条例骨子(案)について

委員からは、報道機関の過熱取材やインターネット上での誹謗中傷への対応については新たな課題として顕在化しているので条例の中に盛り込んでいただきたい、特殊詐欺被害者やリベンジポルノ被害者等の声なき声に答える努力をしたことが見える条例にしていただきたい、急いで条例をつくるのではなくもっといろいろな事例を拾い上げて考えてもらいたい、などの意見が出された。

(4) プール整備について

委員からは、飛び込みプールを整備するのであれば飛び込みプールの必要性について説明責任を果たされたい、プール整備について支援をする市の選定基準では、国体、全国障害者スポーツ大会のための施設ということだけではなく

将来の住民利用の観点も重視していただきたい、などの意見が出された。



委員会で配付された資料

- 1 平成 29 年台風 5 号による被害状況等について
- 2 滋賀県都市公園条例の一部改正（案）に係る意見の募集について
- 3 （仮称）滋賀県犯罪被害者等支援条例骨子（案）について
- 4 プール整備にかかる意向照会結果について